

平成30年度弘前市空き店舗活用支援事業 募集要項

1. 事業の趣旨及び目的

市は、中心市街地への小売・サービス業の新規出店又は店舗の移転に必要な改修工事を支援し、空き店舗の解消と小売・サービス業の振興により中心市街地の賑わいを図ることを目的に「弘前市空き店舗活用支援事業」を実施します。

2. 事業の概要

(1) 事業内容

中心市街地の空き店舗で、小売・サービス業の店舗を新規出店又は店舗を移転する際の改修工事の費用の一部を補助します。

(2) 対象事業者

市内に本店を有する小売・サービス業を営む者又は新たに小売・サービス業を開業しようとする者で、小売・サービス業の新規出店又は店舗の移転のために空き店舗を改修しようとするものとしします。

※既に中心市街地内で営業している店舗を移転する場合は対象外となります。また、弘前市空き店舗活用支援事業費補助金の交付を受けた実績を有する者は対象外となります。

(3) 対象区域

弘前市中心市街地活性化基本計画（平成28年3月15日認定）において定めた中心市街地とします。（別紙区域図参照）

(4) 対象となる空き店舗

中心市街地内の店舗で以下の条件を全て満たすものとしします。

- ① 従来、小売・サービス業の店舗として利用され、概ね1か月以上営業の用に供されていない店舗であること。
- ② 道路に面した1階又は2階の店舗であること。
- ③ 道路から直接出入りできる専用の独立した出入口を有する店舗であること。（大型店・テナントビル等の一部で集合玄関を利用する店舗は対象外となります。）

※改修しようとする空き店舗が以下に該当する場合は、対象外となります。

- ① 個人である対象事業者又はその3親等内の血族・姻族（以下「親族」という。）が所有権を有する店舗
- ② 個人である対象事業者又はその親族が役員を務める法人が所有権を有する店舗
- ③ 法人である対象事業者の役員又はその親族が所有権を有する店舗
- ④ 法人である対象事業者と関連会社又は子会社の関係にある法人が所有権を有する店舗
- ⑤ 法人である対象事業者の役員又はその親族が役員を務める法人が所有権を有する店舗

(5) 補助条件

- ① 補助事業完了後の営業開始日から3年間は当該店舗において、自ら継続して営業すること。
- ② 1日のうち午前9時から午後7時までの間に概ね3時間以上営業し、かつ、1週間のうち5日以上営業すること。

③ 出店しようとする区域において商店街振興組合又は任意の商店会等が組織されている場合にあつては、これに加盟すること。

(6) 補助対象経費

補助対象経費は、対象事業者の認定を受け、補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）が、補助事業を実施するために必要な店舗の内外装に関する改修工事費とします。

ただし、設備工事費（電気設備の一次側引込みや給排水設備の配管立上げ部分に限る。）、什器・備品購入費、設計費、消費税及び地方消費税は対象外となります。

なお、適正価格を保つため、市内に本店を有する業者3者以上から工事見積書を取得し、当該見積書を取得した業者の中から工事施工業者を選定するものとします。

ただし、価格の一番低い見積金額を補助対象経費として補助金額を算出するものとします。

(7) 補助率及び補助限度額

① 市が指定する道路（別紙区域図参照）に面した1階の空き店舗

補助率 2分の1 補助限度額 150万円

② ①以外の空き店舗

補助率 2分の1 補助限度額 50万円

(8) 予算措置額

600万円

3. 交付申請について

(1) 申請受付

① 平成30年5月14日（月）～随時

受付時間：土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時00分

② 予算額に達するまで随時受付しますが、平成30年度内に当該空き店舗において改修工事を行い、開店するまでの期間を考慮するものとします。

(2) 提出書類

- ・ 交付申請書
- ・ 出店事業計画書
- ・ 職務経歴書（個人の場合）
- ・ 会社概要（法人の場合）
- ・ 資金計画書
- ・ 収支計画書
- ・ 資金繰計画書（1年目）
- ・ 資金繰計画書（5年間）
- ・ 売上根拠明細書
- ・ 住民票（個人の場合）
- ・ 法人登記事項全部証明書（法人の場合）
- ・ 納税状況を証する書面
- ・ 事業計画書
- ・ 収支予算書
- ・ 誓約書

- ・連帯保証書
- ・資金計画の自己資金に係る金融機関の残高証明書（提出日の2週間以内のもの）
- ・資金計画の借入金に係る金融機関の融資証明書
- ・工事見積書（適正価格を保つため、市内に本店を有する業者3者以上から取得し、その全てを提出してください。）
- ・工事図面
- ・建物賃貸借契約書（賃貸借期間3年以上）の写し

（3）提出方法

正本1部を商工政策課商業振興係まで提出してください。

4. 審査及び交付決定について

（1）審査

交付決定にあたり、審査委員において、提出書類を基に以下のポイントを踏まえて審査します。

なお、必要に応じて審査前にヒアリングを実施することがあります。

① 事業の具体性

- ・資金を確実に調達できるか。
- ・事業コンセプトなどが明確か。
- ・具体的な出店場所が決まっているか。
- ・収支計画、資金繰りなど無理のない運営が可能か。

② 事業の継続性

- ・売上など現実的な計画となっているか。
- ・安定した資金繰りが可能か。
- ・販促活動なども含め、効果的な運営計画が確立されているか。
- ・消費者ニーズが反映され、継続した運営が見込めるか。

③ 周辺商店街への効果

- ・話題性、新規性など地域の魅力向上に貢献できるか。
- ・商店街活動など地域との連携は見込めるか。

（2）交付決定

市は、（1）の審査委員の意見をふまえ、受付から概ね1ヶ月で補助金交付決定通知書を交付します。

なお、交付決定通知の後に、工事請負契約を締結のうえ改修工事に着手していただきます。

※交付決定以前の工事請負契約の締結、改修工事着手は補助金の対象となりません。

5. 事業完了報告について

（1）提出書類

事業が終了したら、市の担当者に連絡のうえ現場確認を受けるとともに、30日以内に以下の書類及び添付資料を提出してください。

- ・実績報告書
- ・事業実績書

- ・収支決算書
- ・改修工事に係る請求書と領収書の写し
- ・工事完了施工明細の分かるもの
- ・工事請負契約書の写し、工事完了引渡書の写し
- ・工事写真（着工前、施工中、完了後 それぞれ3、4枚程度）
- ・商店街振興組合又は任意の商店会等が組織されている場合は、加盟が分かるもの（領収証等）の写し

※添付資料が揃わない場合は、補助金をお支払いできません。

(2) 補助金額の確定

市は、提出書類を確認し適正と認められた時は、補助金交付額確定通知書を交付します。

6. 補助金額の支払について

補助金交付額確定通知書に基づき、補助金請求書を提出してください。

補助金請求書の提出後、約1～2週間で指定した口座へ補助金を振り込みます。

※事前に口座登録が必要になります。

7. 注意事項

(1) 事前相談

補助事業への申請にあたり、新規出店又は移転しようとする空き店舗の資料等を持参のうえ事前にお問い合わせください。

(2) 補助対象からの除外

次の要件のいずれかに該当した場合は、補助対象から除外します。

- ① 審査に関して不当な要求等を申し入れた場合
- ② 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- ③ 本募集要項に記載の条件を満たしてないことが判明した場合

(3) 補助事業の取り消し

補助事業として決定をした後でも、以下のような場合は「弘前市補助金等交付規則」第15条に基づき、補助事業の全部あるいは一部を取り消す場合があります。

また、補助金の額を確定した後に分かった場合についても、同様の措置をとる場合があります。

この場合、補助事業者に対して、期限を定めて、「弘前市補助金等交付規則」第16条に定める補助金を返還させ、同規則第17条に定める加算金を請求するものとします。また、期限までに返還できなかった場合は同規則第18条に定める延滞金についても請求するものとします。

- ① 補助金を他の用途に使用した場合
- ② 補助金の交付決定の内容に違反した場合

※「計画内容どおり事業を行っていない」などが該当します。

- ③ 補助金の交付決定の際に付した条件（2. 事業概要（4）①～③の条件）や法令・市長の指示に違反した場合

(4) 閉店等における補助金等の返還

3年に満たない期間内に補助金の交付を受けた店舗の営業を中止し、若しくは廃止し、

又は当該店舗を閉店し、若しくは移転されたことが判明したときは、補助金の交付の決定を取り消し、補助事業者及び連帯保証人に対して、当該店舗における営業が継続した期間を3年から除いた期間分に相当する補助金の額を日割計算により算出し、期限を定めて、当該算出した額の返還及び「弘前市補助金等交付規則」第16条に基づき補助金を返還させ、同規則第17条に定める加算金を請求するものとします。また、期限までに返還できなかった場合は同規則第18条に定める延滞金についても請求するものとします。ただし、補助事業者本人の責に帰さない事由による場合は、この限りではありません。

(5) 補助対象経費

補助金の対象となる経費は、交付決定後に発生した経費のみです。

交付決定前に発生した経費は補助対象経費となりませんのでご注意ください。

(6) 事業内容の変更

補助金の申請後、事業期間や内容、経費配分などに変更が生じた場合、届出が必要になります。なお、軽微な変更については、届出は不要ですが、勝手に判断せず、変更が生じる場合は、早めに市へ相談するようにしてください。

(7) 地元事業者等の活用

当該事業は、地域経済への波及も目的として実施するものですので、改修工事等の全てを地元事業者（当市に本店を有する業者で事前に工事見積書を取得した業者）に発注してください。

上記業者以外に発注した工事については、補助金の対象となりませんので、ご注意ください。

(8) その他

採択された事業について、3年間の継続営業期間中は、経営状況を確認するため、確定申告書等の写しを市に提出していただき、必要に応じて説明をお願いします。

また、経営状況等のご相談については、早めに市へお問い合わせください。

【提出先・問い合わせ先】

〒036-8551 弘前市上白銀町1-1

弘前市商工振興部商工政策課商業振興係

TEL 0172-35-1135 FAX 0172-35-1105